# 配布用

# 唐津市立馬渡中学校 「運動部活動等の在り方に関する方針」

平成30年12月 唐津市立馬渡中学校

# ◇ はじめに

運動部活動は学校の教育活動の一環として我が国のスポーツ振興を大きく支えてきた。

体力の向上や健康の保持増進だけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等の好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、その教育的な意義は大きいものがある。

本校においても、運動部活動に取り組む生徒は多く、中学生の健全育成を支えてきた。特に中学校総合体育大会等での活躍を胸に描き、そのために仲間と協力し、努力を重ね、勝つ喜びや負ける悔しさなどを経験することは、中学生の心身の発育・発達に大きな役割を果たしてきた。

このことは顧問として献身的に指導に当たってきた教師、保護者や地域の方々の協力なしには成しえなかったことである。

しかしながら、今日社会情勢の変化は速く、運動部活動を取り巻く環境も著しく変わってきており、従前の運営体制では維持が難しくなり、その存続が危ぶまれる部活動の例も見られる。活動内容についても時間をかければよいという量から、短時間で効率的・効果的な質への転換が求められている。

これらのことから、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を 育む基盤となる運動部活動が継続可能なものとなるよう、運動部活動の在り方につい て抜本的な改革に取り組む必要から本方針を策定した。

# ○ 本校の運動部活動等の在り方に関する方針策定の趣旨等

この運動部活動等の在り方に関する方針(以下、「本方針」という。)は、義務教育の中学校段階の運動部活動等を対象とし、国の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(以下、ガイドライン」という。)及び県・唐津市の「運動部活動の在り方に関する方針」をもとに、本校運動部活動等の活動時間及び休養日の設定、その他適切な部活動の取組に関する事柄を示すことで、本校生徒にとって望ましいスポーツ環境等を構築するとともに、部活動が地域、学校、競技種目等に応じて多様な形で最適に実施されることを目指すものである。

# ○ 部活動の学校教育における位置づけ(県・唐津市の方針をもとに)

## 学校教育の一環としての部活動

現行の学習指導要領では、部活動について、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する」 ことが明確に示されている。このことから部活動は教育課程との関連を図りつつ、 効率的・効果的な取組をしていく必要がある。

### ・ 部活動の意義と効果

- ア 学校教育活動の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒 同士や教師と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自 己肯定感を高めたりするなどの教育的意義が大きい。
- イ 学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深める といった好ましい人間関係の形成等に資することから、中学生の「生きる力」 を育む大きな原動力ともなっている。
- ウ 体力の向上や健康の保持増進はもとより、スポーツに興味と関心をもつ同好 の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜 びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育 てることができる。
- エ 部活動にはこのように大きな教育的な意義と効果があり、生徒の実態や指導に当たる部活動顧問の負担、学校の状況等をよく踏まえ、バランスが取れた適切な運営体制を構築することが必要となる。

# ○ 本校における適切な運動部活動等の運営のために

#### 1 運動部活動等の方針の策定

- ア 県ならびに唐津市教育委員会が示す「運動部活動の在り方に関する方針」に 則り、毎年度、「学校の運動部活動等に係る活動方針」を策定する。
- イ 「学校の運動部活動等に係る活動方針」及び各部活動の「年間の活動計画」 は公表するものとする。
- ウ 部活動顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等) 並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長へ提出する。
- エ 部活動顧問は、生徒及び保護者等に対し「活動目標」、「指導の方針」、「活動 計画」、「指導内容や方法」等を具体的に示す。

## (1) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 部活動数について、生徒及び教師の数、部活動指導員等の配置状況を踏ま え、円滑に活動を実施できるよう適正な部活動数を設置する。
- イ 部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な運営、顧問 の校務分掌を考慮し、部活動指導員等の配置状況を勘案した上で行う。
- ウ 設置する部活動について、生徒のけがや事故を未然に防止し、不測の事態 が発生した場合に適切な対応ができるよう、部活動指導員等を活用するなど 複数の顧問を配置する。
- エ 指導内容の充実や生徒の安全・安心の確保、教員の長時間勤務の解消等の

観点から円滑に運動部活動を実施できるよう唐津市教育委員会の支援のもと 必要に応じて部活動指導員を活用するよう努める。

- オ 部活動指導員等の協力を得る場合には、学校全体及び各部活動の「目標や 方針」、「活動計画」、「具体的な指導内容や方法」、「生徒の状況」、「事故等の 対応」等について、学校、顧問の教員及び部活動指導員等との間で十分な連 絡調整を行い、情報の共有と共通理解を図る。
- カ 部活動指導員等には、その指導が適切に行われるよう、適切な指導方法、 事故やハラスメントの防止、その他必要な内容について、唐津市教育委員会 等が実施する研修の受講を勧奨する。
- キ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内 容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動等を行い、教師の負担が過度となら ないよう、適宜、指導・是正を行う。

#### 2 合理的で効果的な活動の推進

- (1) 部活動顧問等は、教育課程の関連を図る上においても、生徒が自ら考え、計画していく「ボトムアップ理論」に基づく指導方法等を実践し、生徒自らが自分の目標や課題を設定し、その達成、解決に向けて必要な内容や方法を考えたり、調べたりして、実践につなげられるよう部活動に主体的に取り組む力を育成する。
- (2) 校長及び運動部顧問等は、運動部活動の実施に当たっては、スポーツ庁が作成した国のガイドラインに則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

なお、夏季の運動部活動における高温や多湿時の活動では、熱中症事故防止の観点から適切な対応を徹底するとともに、気象庁の高温注意情報が発せられた場合には屋外の活動を原則として行わない等の対策を講じること。

本校での取組が徹底されるよう、唐津市教育委員会からの支援・指導を受けながら取り組んでいく。

- (3) 運動部顧問等は、生徒の心身のバランスのとれた成長を図る観点から、各競技の特性を踏まえた科学的なトレーニング方法を積極的に導入し、生徒の発達段階に応じた適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施できるようにする。その際、中央競技団体等が示す指導手引き等を活用し、合理的で効果的な活動とする。
- (4) 唐津市教育委員会及び校長は、運動部活動等が勝利至上主義の意識・価値観による行き過ぎたものとならないよう配慮する。その際、目先の勝敗にとらわれて長時間の練習を行うことが生徒のためにならないことを理解し、スポーツ障害やバーンアウトを防ぐことなどについて保護者にも理解と協力を得るよう努める。

### 3 適切な休養日等の設定

(1) 運動部活動等における休養日及び活動については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期のスポーツ活動に関する研究も踏まえ以下の基準とする。

ア 学期中の休養日(週当たり2日以上)

・ 統 一:毎月第3日曜日を「県下一斉部活動休養日」とする。

:毎月第1または第2水曜日を「唐津市部活動一斉停止日」とする。

・ 平 日:「唐津市部活動一斉停止日」を含めて、少なくとも1日を休養日とする。

・ 週休日:土曜日、日曜日の少なくとも1日以上を休養日とする。

・ その他:大会等により、週休日に活動する必要がある場合は休養日を平日に 振替える。

# イ 長期休業等の休養日

・ 学期中に準じた扱いを行う。

ただし、長期休業の趣旨に鑑み、生徒が家族・地域で過ごす時間等の確保に 配慮し、生徒にとって無理のない適切な計画を立て、ある程度の長期休養期間 を設ける。

## ウ 活動時間

・ 平 日:長くとも2時間程度

・ 休業日:長くとも3時間程度(学期中の週末含む)

#### 工 下校時刻

・ 活動時間に合わせ下校時刻を設定する。

下校時刻の設定に当たっては、日没時間を目安に生徒が安全に帰宅できる時間となるよう考慮し、その際、女子の下校時刻の設定には特に配慮をする。

#### オ その他

- ・ 前記休養日等の設定について、校長による判断が困難な場合は唐津市教育委員会からの指導・助言を受ける。
- (2) なお、唐津市教育委員会及び校長は、休養日及び活動時間の設定について、 地域や学校の実態を踏まえ、定期試験前後の一定期間、学校全体、市共通の部 活動休養日を設けたり、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定 めたりするなど、継続的に検討していく。

#### 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 学校は、生徒の運動・スポーツに関するニーズが、競技力の向上以外にも、 友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様であることを踏まえ、季節ごとに 異なる競技種目を行う活動、競技志向でなくレクリエーションとして行う活動 体力つくりを目的とした活動等、生徒のニーズを踏まえた運動部等の設置を検 討するなど、生徒の運動機会の創出を図る。

(2) 唐津市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考えの下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

# 5 大会参加の見直し

校長は、生徒に与える教育的意義、生徒及び運動部顧問等の負担等を考慮し、参加する大会・試合等を精査する。

- (1) 土曜日、日曜日のいずれかに休養日が設定できるよう、原則として大会等への参加が連続週にわたることがないよう考慮する。
- (2) 唐津市の中学校においては、県大会及び地区大会規模の大会については<u>年間</u> 16回を超えない程度の参加を目安とする。

# ● 馬渡中学校部活動規定

#### 1 ねらい

- (1) スポーツや文化的な活動に親しむことにより、余暇を有意義に過ごし生涯学習につなげる。
- (2) 部活動を通して、社会人として必要な責任感・協調性・忍耐力などの社会性を身につける。
- (3) 学年を離れて、ひとつの目的をもって活動することから、広い視野に立ち、 そこから深い友情や先輩・後輩という縦のつながりの学習の場とする。
- (4) 練習や活動をすることによって、心身の発達や健康の保持増進を図る。

## 2 設置部活動について

- (1) 卓球部(男女)
- (2) 剣道部 (男女) ※ 部員不足のため平成30年7月をもって活動休止
- (3) 総合文化部(男女) ※ 平成30年4月より新設

#### 3 活動について

#### (1) 休養日について

- ① 週休日(土曜日か日曜日)のどちらかを休養日とする。
- ② 大会・試合等で両日とも活動した場合は、翌月曜日を休養日とする。
- ③ 毎月、第3日曜日は部活動停止日とする。(県下一斉部活動休養日)
- ④ 課業日の毎週水曜日を休養日とする。(学習優先日)
- ⑤ 学校行事や天候、生徒の体調の状況等に、常に気を配りながら、必要に応じて休養日を設定する。

# (2) 課業日の活動終了時刻について

期間	4月~7月	9月~地区駅伝	地区駅伝~10月15日
終了	18:30	18:00	17:30

#### ※ 天候不順等への対応は、状況によって適宜判断する。

10月15日~11月10日	11月11日~1月	2月	3 月
17:15	17:00	17:30	18:00

- ① 上記の時間に完全下校できるように、<u>終了時刻の15分前には活動を終了</u>する。
- ② 4時間授業の日は16:30まで、5時間授業の日は17:30までとする。

# (3)活動における留意事項・注意事項について

- ① 計画を立てて、充実した活動をする。
- ② 準備や後始末を手早く行い下校時間を守る。
- ③ 学校規定の活動着で活動する。 体操服、ユニホーム(規定の練習着)
- ⑤ 練習・活動は顧問の指示のもとに行う。また、<u>顧問不在の場合、活動は行</u> わない。
- ⑥ 長期休業中の練習・活動については別途に計画する。また、休業期間中は 活動日誌の記入を行う。キャプテン・部長が責任を持って記入する。
- ① 17時以降の校舎の立ち入りは、校舎内で活動をする場合を除き、原則として禁止する。
- ⑧ 更衣については体育館更衣室・教室で行うこと。荷物は活動場所へ持って行くこと。
- ⑨ 定期試験前の活動について

中間テストについては3日前から、期末テストについては5日前から、原 則として活動を中止とする。(なお、テスト期間中に大会等が近い場合は、学 習時間を確保しながら、短時間の練習を許可する場合もある。)

- ⑩ 対外試合・大会の1週間前には、必ず保護者に文書で連絡する。
- ① 課業日で給食がなく、活動をする場合は弁当を準備する。飲み物はお茶とする。(スポーツドリンクは可)
- ② 休業日などの帰宅時の服装は、活動着か制服とする。
- (3) 活動中に事故が発生した場合は、顧問は迅速に対応し、学校・保護者・医療機関等に連絡する。
- (A) 備品や学校施設を破損した場合は、直ちに顧問・体育主任に連絡する。
- ⑤ 活動場所や部室等の鍵は、キャプテン・部長が責任を持って管理し、更衣以外での部室使用はしない。また、鍵は使用後必ず指定の場所に返却する。
- ⑥ 活動場所や部室は定期的に掃除を行い、常に整理整頓を心掛ける。

# (4) 顧問について

- ① 各部活動ともに、<u>顧問は複数制</u>とする。各顧問は連携して生徒の活動の指導・支援にあたり、活動の充実を図る。
- ≪ 顧問一覧 ① (平成30年度4月~7月) ≫
  - ・卓球部・・・・・坂田 龍二、三浦 省悟、波多江 悦子
  - ・剣道部・・・・池田翔太、堤 典嗣
  - ・総合文化部・・・中山 沙織、三浦 早穂、高田 雅彦
- ≪ 顧問一覧 ② (平成30年度8月以降)≫
  - ・卓球部・・・・・坂田 龍二、三浦 省悟、波多江 悦子、池田 翔太
  - ・総合文化部・・・中山 沙織、三浦 早穂、高田 雅彦、堤 典嗣

# (5) その他

- ① 入部については「入部許可願および保護者承認書」(別紙)を添えて、保護者捺印の上、学校に提出する。
- ② 入部後の休部・転部は極力避けることが望ましいが、やむをえず活動を続けられなくなった場合は、各部活動の顧問・学級担任に相談の上、休部措置をとる。その後、転部等が決定した際には、保護者承認のもと退部届・入部届を学校に提出する。